

福岡県ワンヘルス認証制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内で生産される農林水産物又は農林水産物を主な原材料として製造若しくは加工したもの（以下「農林水産物等」という。）が、ワンヘルスの理念に沿って生産されていることを認証する「福岡県ワンヘルス認証制度」（以下「認証制度」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 ワンヘルスの理念に沿った生産とは、福岡県ワンヘルス推進基本条例（令和3年1月5日福岡県条例第1号）第9条の規定の趣旨に則した農林水産物等のことをいう。

(申請者の条件)

第3条 申請者は、福岡県内に住所又は本店を有し、以下のいずれかに該当する者とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団、暴力団員が役員となっている団体若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者は除く。

- (1) 農林水産業を営む者（JA等生産者団体、生産者集団を含む。）
- (2) 農林水産物を原材料とした製品を製造又は加工する者
- (3) 主に県内の農林水産物等を直売する組織又は集団

(認証要件)

第4条 原則として、県内で生産される農林水産物等であり、福岡県ワンヘルス推進行動計画の基本方針に基づき設定される取組事項のうち、2つ以上を実践すること。

2 取組事項に関する具体的な実践内容は別に定める。

(申請)

第5条 申請者は、ワンヘルス認証制度申請フォーム（以下「申請フォーム」という。）により、知事に申請を行わなければならない。ただし、これにより難しい場合は、福岡県ワンヘルス認証申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、申請するものとする。

2 申請書の受付期間は、通年とする。

3 県は、申請者が以下のいずれかに該当することが判明した場合、受理しないものとする。

- (1) 申請事項に虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあった場合
- (2) 他人もしくは架空の個人情報または法人情報を使って申請を行った場合
- (3) 過去3年以内に申請者が第10条に定める認証取消しとなっている場合

(審査)

第6条 知事は、認証申請の受理後、認証に関する審査を開始するものとする。

2 審査は、原則申請書類に基づき行うものとする。

3 知事は、申請書類に基づき、申請者に対して生産状況等の確認を行うことができるものとする。

(決定と通知)

第7条 知事は、第4条の要件を満たす場合は、認証を決定し、その旨を申請者に通知するとともに「福岡県ワンヘルス認証制度認定証」（以下「認定証」という）を交付するものとする。

2 前項の認定証の様式については別に定める。

(表示)

- 第8条 ワンヘルス認証を受けた農林水産物等には、認証マークを表示することができる。
- 2 認証マークを表示しようとする者は、申請フォーム又は認証マーク使用申請書(様式第2号)により知事に申請しなければならない。
 - 3 認証マークのデザイン、規格及び使用については、別に定める。
 - 4 認証マークは、原則として梱包又は包装資材へのシールの貼付又はこれら資材等への印刷とする。

(解除・申請内容の変更)

- 第9条 認証を受けた者は、認証基準を満たさなくなった場合、速やかに認証マークの使用を中止し、申請フォーム又は福岡県ワンヘルス認証解除申請書(様式第3号)により知事に申請しなければならない。
- 2 認証を受けた者は、申請内容の変更を行う場合、速やかに申請フォーム又は福岡県ワンヘルス認証変更申請書(様式第4号)により知事に申請しなければならない。この場合、本要綱を満たしている場合に限り、認証を継続することができるものとする。
 - 3 自然災害や事故等の不測の事態により一時的に認証要件を満たさなくなった場合、速やかに知事に報告し、指示を受けること。

(取消し等)

- 第10条 知事は、次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すものとし、認証の取消しを受けた者は、取消し後3年間は認証の申請を行うことができない。
- (1) 不正な手段により認証を受け又は不正な認証マークの使用を行った場合
 - (2) 認証を受けた者の責務を遂行しない場合
 - (3) 認証の解除に該当するにもかかわらず認証解除を報告しない場合
 - (4) その他、県が不適切と判断した場合
- 2 認証の取消しを受けた者は、直ちに認証マークの使用を中止しなければならない。

(実施状況報告)

- 第11条 認証を受けた者は、認証から1年が経過した日以降、申請フォーム又は福岡県ワンヘルス認証実施状況報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告するものとする。
- 2 知事は、必要に応じて認証に関する実施状況の確認を行うことができる。

(情報公開)

- 第12条 知事は、認証に係る基本情報のうち、福岡県ワンヘルス認証申請書別添1に示す項目を県のホームページで公開できるものとする。

(認証を受けた者の責務)

- 第13条 要綱第7条により認証を受けた者は、次のことを遵守しなければならない。
- (1) 申請に基づくワンヘルスの取組を行うこと。
 - (2) ワンヘルス認証品とそれ以外を混合することなく明確に区分すること。
 - (3) 申請書類について、認証解除又は取消し後3年間保存すること。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、本制度の円滑な実施に当たり必要な規程を別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年9月9日から施行する。